

## 全体会計注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ①有形固定資産 . . . . . 取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。  
ア.昭和 59 年度以前に取得したもの . . . . . 再調達原価  
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。  
イ.昭和 60 年度以降に取得したもの  
取得原価が判明しているもの . . . . . 取得原価  
取得原価が不明なもの . . . . . 再調達原価  
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- ②無形固定資産 . . . . . 取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。  
取得原価が判明しているもの . . . . . 取得原価  
取得原価が不明なもの . . . . . 再調達原価  
なお、地方公営企業会計においては、原則、取得価額としています。

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ①満期保有目的有価証券 . . . . . 償却原価法
- ②満期保有目的以外の有価証券  
ア.市場価格のあるもの . . . . . 会計年度末における市場価格  
イ.市場価格のないもの . . . . . 取得原価  
ただし、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額を行います。なお、実質価額の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとします。
- ③出資金  
ア.市場価格のあるもの . . . . . 会計年度末における市場価格  
イ.市場価格のないもの . . . . . 出資金額  
ただし、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額を行います。なお、実質価額の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとします。

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 固定資産評価額。  
なお、地方公営企業会計においては、移動平均法による原価法によっています。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除きます。） . . . . . 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	5年～50年
工作物	2年～80年
物品	2年～34年

②無形固定資産（リース資産を除きます。） . . . . . 定額法

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

. . . . . 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

②退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

④賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア.所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ.ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物を資金の範囲としています。

なお、現金及び現金同等物には、短期投資及び出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、地方公営企業会計については、税抜方式によっています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当事項はありません。

(2) 表示方法の変更

該当事項はありません。

(3) 全体資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当事項はありません。

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当事項はありません。

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当事項はありません。

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当事項はありません。

(4) 重要な災害等の発生

該当事項はありません。

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体（会計）名	確定 債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等 引当金計上額	貸借対照表 未計上額	
福岡県信用保証協会	-千円	-千円	223,500 千円	223,500 千円

- (2) 係争中の訴訟等  
該当ありません。

## 5. 追加情報

### (1) 連結対象団体

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
国民健康保険特別会計	特別会計	全部連結	－
介護保険特別会計（介護保険事業勘定）	特別会計	全部連結	－
介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）	特別会計	全部連結	－
後期高齢者医療特別会計	特別会計	全部連結	－
公共下水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	－
水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	－

連結の方法は次のとおりです。

- ①地方公営企業会計は、全て全部連結の対象としています。

### (2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

### (3) 表示単位未満の取扱い

表示単位未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

### (4) 売却可能資産

- ①売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

#### ア.範囲

売却予定とされている公共資産。

#### イ.内訳

該当ありません。